

平成14年3月20日

財務省関税局業務課長 殿

経済産業省資源エネルギー庁
資源・燃料部石油精製備蓄課長



原油等の輸入通関上の細部取扱い要領について

原油等の輸入通関上の取扱いについては、経済産業省資源エネルギー庁長官からの依頼通知（平成14年3月15日付け平成14・03・08資庁第7号）によりお願いしているところですが、その細部取扱いについては、下記によることとしたので、よろしくお取り計らい願います。

記

1. 対象となる原油、揮発油、灯油、軽油及び重油には、物品の基礎的成分が原油、揮発油、灯油、軽油又は重油である場合も含まれる。物品の基礎的成分が原油、揮発油、灯油、軽油又は重油である場合とは、当該製品のうちの原油、揮発油、灯油、軽油又は重油に係る炭化水素の含有量が全重量の50パーセントを超える場合である。
2. 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「新備蓄法」という。）第13条に基づく登録を受けていない者による原油、揮発油、灯油、軽油及び重油の輸入通関の際の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 新備蓄法第2条第5項に規定する石油精製業者及び同条第7項に規定する特定石油販売業者については、別添の「石油精製業者証明書」「特定石油販売業者証明書」を交付し、その写しを税関に提出させるので、当該書面の提出をもって通関を認められたいこと。
 - (2) 石油業者以外の者の使用（塗料、印刷用インキ又は接着剤の製造用若しくは試験研究用又はレース用等）に係る輸入として輸入申告に係る数量が50キロリットル以下のものについては、当面、登録の写し等の提出を不要とするので、通関を認められたいこと。

(別 添)

経済産業省

番 号

石油精製業者証明書

次に掲げる者は石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する石油精製業者であることを証明する。

| | |
|----------------------------|--|
| 商号、名称 | |
| 氏 名 (法人にあつては、その代表者の氏名) | |
| 住 所 | |
| 法第23条に係る（開始/変更） 届出受理年月日 | |

平成 年 月 日

資源エネルギー庁資源・燃料部
石油精製備蓄課長

経済産業省

番号

特定石油販売業者証明書

次に掲げる者は石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する特定石油販売業者であることを証明する。

| | |
|----------------------------|--|
| 商号、名称 | |
| 氏名 (法人にあつては、その代表者の氏名) | |
| 住所 | |
| 法第24条に係る（開始/変更） 届出受理年月日 | |

平成 年 月 日

資源エネルギー庁資源・燃料部
石油精製備蓄課長